

「共謀罪」法案の廃案を断固求める

政府は、「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法の改定案を国会に提出した。犯罪が実際に行われなくても、犯罪について話し合い、合意したことを処罰する共謀罪は、国民の大きな反対によって過去三度廃案となった経緯がある。政府は、国際組織犯罪防止条約の批准のために共謀罪の新設が不可欠であり、2020年の東京五輪のテロ対策として必要であると強調してきた。しかし、国連の求める条約は、本来マフィアなど国際的な組織犯罪の抑止が目的でテロ対策ではないこと、すでに国内法は十分に整っており、現行法のままでも条約を批准できるとされる。実際に明らかになった原案には、テロの定義もテロの文字もなく、批判を受けてあわてて加えるということからも、国民を誤信させる説明であったことは明らかであろう。

処罰対象の罪を 676 から 277 に絞ったというが、一般市民が対象になる恐れはなお残る。正当な活動をしている普通の団体であっても、「犯罪を実行する団体」に性格が一変したと認定されれば、「組織的犯罪集団」に該当するとの見解を政府は示している。その定義はあいまいで、判断は捜査機関の認定次第というから恐ろしい。テロや犯罪と無縁の政治運動や労働運動、平和・人権運動まで対象とされる懸念は払拭できず、健全な社会を維持するための社会運動も萎縮せざるをえなくなろう。

同法案は、犯罪成立の要件を一変させることから、国家による市民監視が進み、密告社会も招きかねない。このような個人の自由を制約し、基本的人権を侵害する恐れが強い法の創設を到底看過することはできない。

私たちは、共謀罪（テロ等準備罪）法案の廃案を断固求める。

2017年3月21日
京都府保険医協会
理事長 垣田さち子